

# 公益社団法人 福井県緑化推進委員会

## 定 款

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人福井県緑化推進委員会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福井県坂井市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年第88号。以下「緑の募金法」という。）第2条第2項に規定する緑の募金（以下「緑の募金」という。）を推進し、福井県内の緑化事業の促進と緑化思想の普及啓蒙を図ることにより、緑豊かな県土づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑の募金による寄附金を用いて行う緑の募金法第6条に規定された事業
- (2) 緑化思想の普及啓発事業
- (3) ふくい緑の基金を活用した森林の整備及び緑化の推進に関する事業
- (4) 緑豊かな県土づくりに資する緑化活動への支援事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を援助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で理事長が推薦し、総会において承認され、本人の承諾を得た者

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- (4) 正当な理由がなく2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分2以上の決議に基づいて除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において決議する前に、総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款その他規程に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(抛出金の不返還)

第11条 既納の会費、その他の抛出金は返納しない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任又は解任
- (3) 理事および監事の報酬等の総額
- (4) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会および臨時総会の2種類とする。

2 定時総会は、毎年度5月に1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項及びその他法令に定める事項を記載した書面をもって、少なくとも総会開催の日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、正会員総数の過半数が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の多数を持って行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

3 第1項の規定に基づき代理行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(書面による議決権の行使)

第21条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面によって議決権を行使することができる。この場合において、当該会員は、必要事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の書面は、総会開催の日時の直前の業務時間終了までに到達しないときは、効力を生

しない。

- 3 第1項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内  
(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事に正会員以外の者を選任する場合は、現員数の過半数を超えない範囲で選任することができる。

3 理事長、副理事長、専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 理事および監事は、相互にこれを兼ねることができない。

5 理事のうち、理事の1名とその配偶者又は3等親内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、事務局を統轄してこの法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不当の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告する。
- 4 監事は、前項の報告をするために必要があるときは、法令で定めるところにより、理事に対して理事会の招集を請求し、又は、招集することができる。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期等)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了までとする。増員により選任された理事の任期は現任者の任期の満了時までとする。
- 4 理事又は監事は、再任されることができる。
- 5 理事又は監事は、第23条に定める定足数に足りなくなったときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事および監事は、総会において正会員総数の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、少なくとも総会の開催の日の1週間前までに当該役員に対して、その解任を審議事項とすることを書面をもって通知するとともに総会において決議する前に、弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては有給とすることができる。

ただし、総会で報酬等を支給することについて承認された理事は、総会において定める総額の範囲で理事会において別に定める報償等の支給率に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。また、総会で報酬等を支給することについて承認された監事については、総会において定める総額の範囲内で、監事の協議により別に定める報酬の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前項の規定の適用に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

(委員長の設置)

第30条 この法人に委員長1名を置く。

- 2 委員長は、福井県議会議長をもって充て、名誉職とする。
- 3 委員長の任期は、当該職にある期間とする。
- 4 委員長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 総会に付議すべき事項に関する事項の決定
- (5) 総会の招集に関する事項の決定
- (6) 事業を執行するための計画、組織及び管理の方法に関する事項の決定
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認めた事項

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その請求のあつた日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。
  - (1) 理事長以外の理事から理事長に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
  - (2) 第26条第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の2週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。

(開 催)

第34条 理事会は、年2回以上開催するほか、次の各号の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 前条第3項の規定による招集の請求があったとき。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第33条第3項各号の規定により開催された理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第7章 緑の募金運営協議会

(運営協議会の設置)

第38条 この法人に、法の定めるところにより緑の募金運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

- 2 運営協議会は、理事長の諮問に応じ、この法人の業務の運営に関する次の事項を調査審議する。
  - (1) 緑の募金の募金活動計画の審議
  - (2) 緑の募金による事業計画の審議
  - (3) 緑の募金の推進についての提案

(組 織)

第39条 運営協議会は、委員10人以上、15人以内で組織する。

- 2 運営協議会の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者等のうちから、知事の認可を受けて、理事長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。



(運営協議会会長)

第40条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 運営協議会会長は、運営協議会の会務を総括する。
- 3 運営協議会の議長は、運営協議会会長がこれに当たる。
- 4 運営協議会会長に事故があるときは、委員のうちから運営協議会会長があらかじめ定める者がその職務を代行し、運営協議会会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委 任)

第41条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て、別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 次に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 2 前項の財産は、理事会の議決を経て理事長が別に定めるところにより、この法人の目的を達成するための善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の決議を要する。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第44条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において理事の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。また、緑の募金に係る部分については、運営協議会の意見を聞いた後、毎事業年度開始前に、理事会において出席理事の3分の2以上の議決を経て、福井県知事に届け出るとともに次の総会で報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第45条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、(1)及び(2)の書類についてはその内容を報告し、(3)から(6)までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 監事は、前項各号に掲げる書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成しなければならない。

3 理事長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、理事会において現理事数の3分2以上の承認を経て総会に報告し、出席した正会員の3分の2以上の承認を得て、その事業年度終了後3箇月以内に福井県知事に報告しなければならない。また、「緑の募金」については、運営協議会の意見を聴いた後、総会において出席会員の3分の2以上の決議を経て、その会計年度終了後3箇月以内に福井県知事に報告しなければならない。

4 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(借入金)

第46条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議及び総会において出席した正会員の3分の2以上の決議を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第44条第4項第4号の書類に記載するものとする。

## 第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

(解散)

第49条 この法人は、総会において正会員総数の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消しに伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与する。

(出資の権利の制限)

第52条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権は行使しない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

## 第11章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。

4 その他の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第55条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿および履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) その他必要な帳簿および書類

## 第12章 補 則

(委 任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事及び監事は、別表1のとおりとする。
- 3 この法人の最初の代表理事は理事長 関 孝治、業務執行理事は専務理事 中西 友成とする。
- 4 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定に関わらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 1

公益社団法人移行後最初の役員

役職	氏名
理 事 長	関 孝治
副 理 事 長	東村 新一
専 務 理 事	中西 友成
理 事	川野 順万
理 事	日下 博幸
理 事	谷崎 信雄
理 事	加畑 一三
理 事	中川 辰男
理 事	高見 俊和
理 事	有塚 達郎
監 事	橋本 藤幸
監 事	坂東 秀夫